

二宮町都市計画審議会 令和5年度第1回議事録

日 時：令和6年3月19日(火) 14時00分～14時55分

場 所：二宮町役場2階 第1会議室

出席者：山家京子委員(会長)《神奈川大学建築学部 教授》

根岸ゆき子委員(副会長)・近藤充志委員・片岡宇一郎委員

橘川均委員・村田耕一郎委員 (WEB 出席)・松木勝一委員

古正栄司委員・飯塚富美委員 (WEB 出席)・高見利和委員

欠席者：佐藤真委員、関口正美委員

※10名出席

⇒町都市計画審議会条例第6条の規定により、1/2以上の出席のため会議は成立する。

(事務局)

宮嶋都市部長・宮下都市整備課長

峯岸計画指導班長・榎本主事・照井主事補

傍聴者：0名

1. 開 会

2. 部長あいさつ

本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。本来は町長からあいさつするところではございますが、所用により、私からご挨拶させていただきます。

都市計画審議会につきましては、案件の都度開催しており、定期開催をおこなっておらず、前回の開催から2年ぶりの開催となります。コロナ禍ということもあり、開催できていなかったが、本日は、下水道事業の都市計画に関する案件と、神奈川県全域で行っている線引き見直し、いわゆる市街化区域と調整区域の見直しの途中経過をご報告させていただきます。ご審議の方よろしくお願いたします。

3. 会長・副会長の互選

事務局案を提示し、委員より承認を受け、

会長を山家京子委員に、副会長を根岸ゆき子委員と決定した。

4. 会長あいさつ

神奈川大学の建築学部で、都市計画を専門としております。前回の開催は2年前で、コロナ禍のため、リモートで参加させていただきました。その前の開催は平成28年ということで、実に8年ぶりに二宮町役場を訪れることができました。

この期間の中では、やはり新型コロナウイルスによる影響が一番大きかったのではないかと思います。コロナが都市計画に及ぼす影響は見えにくいのですが、私たちの生活のあり方であるとか、働き方については、影響があったのではない

でしょうか。例えば、遠方等の会議に出向かなくても、こうしてオンラインでやり取りができるようになりました。そうすると、住まい方、あるいは働き方も変わってきます。本日の会議で触れられておりますが、都市のあり方、住宅地の方針などについても、直接的ではないかもしれませんが、そうした変化の影響があるのかなと思います。そのあたりも含めまして、社会背景を踏まえながら、皆さんと、都市計画について考えていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5. 議題

報告第1号 二宮都市計画下水道事業の変更について

【事務局より説明】

《質疑応答》

(委員) 下水道運営審議会との関係はどうなっているのか。下水道課との連携は取れているのか。

(事務局) 下水道運営審議会は、下水道の整備や経営など全体について審議するが、都市計画審議会は、市街化区域内の下水道整備を進めていくために都市計画決定が必要となるため、審議していただくもの。下水道課と都市整備課で連携をとり、情報共有を行っている。下水道法による事業計画の変更との整合も図っている。

(委員) 延伸期間はなぜ7年なのか。

(事務局) 二宮町の公共下水道は、酒匂川流域下水道区域で神奈川県処理場を利用して、汚水をまとめて浄化しているため、期間については神奈川県と他市町村と調整・協議を行い、7年間としている。

(会長) 他にはご意見ありますか。

それではご意見がないようですので、これで質疑は終了し、報告1については以上となります。

報告第2号 第8回線引き見直しについて

【事務局より説明】

《質疑応答》

(委員) 本計画と予算との関係はどうなっているのか。

(事務局) 具体的に現時点では本計画と予算との紐づけはないが、この計画の方針のもとに今後のまちづくりを進めていくものである。

(委員) 3市5町の中で酒匂川流域下水道を使用しているのは二宮町だけかと思

うが、周辺市町村との関係はどうなっているのか。

(事務局) 秦野市の一部も酒匂川流域下水道を使用している。3市5町は湘南エリアでの関連市町となっている。

(委員) 16ページ商業地について。二宮駅周辺の北口を出てラディアンまでの道は商業地として考えない方が良いのではないか。最近は駅から離れているところにも、店ができ始めている。駅前の商店街という考えを一回切り捨てて、今後は道路や歩道として使いやすくするように、思い切った作戦をとってもいいのではないか。

(事務局) 駅から離れているところに店ができていることは認識しており、今回の変更で、郊外型の商業施設や沿道サービスを追記している。ただ、駅前については、神奈川県で一定の基準をもっており、商業地として用途地域を決めるための方針がある。駅から一定の距離や、県道・国道の沿線は、商業地として考えておくべきと示されている。その方針に基づき、県全体の調整としてこの部分を商業地としてみている。

(委員) 16ページ住宅地について。国道から南側の地域は道路は狭いが海が見えるから良いと思う人が土地を買い家を建てる。かたや北部の百合が丘地域は、道路が広いため、車を中心に考えている人が土地を買い住宅を建てる候補地となるが、高齢化や空き家といった問題がある。その人によって考え方が違うため、それを踏まえて作戦を取っていかねばならないと思う。

(事務局) 資料2-3の住宅市街地の開発整備の方針の中で、住宅地の性質を考えて、③適切な土地利用の実現というところで、住宅地については中心市街地周辺の住宅地、海辺の住宅地と丘の住宅という分け方をしている。同ページ1(2)①の文末には今回、空き家対策について新しく追記した。現状、町の調査上では、空き家が町内で520件ぐらい、町全体の建物の約4.4%あたりと多い数値となっている。空き家についても対策していきたい。

(委員) 資料2-3の根拠も都市マスタープランをベースに変更しているのか。本案はすでに町の意見は反映された状況か。

(事務局) 都市マスタープランをベースとして、地域防災計画の改定を網羅した。最終的には県の方でまとめるが、ベースになるところは各市町村で作成することになっており、本案は町の意見が反映された状態である。

(委員) 資料2の14ページ。人口の推計は下方修正しているが、産業規模は上方修正している理由はなにか。

(事務局) 産業規模については物価の変動等を踏まえて、県全体として上方修正となっている。また、県内で圏央道等の道路整備が進み、物流が向上したことも影響している。

(委員) 新旧対照表の変更点について、都市マスタープランや社会情勢を踏まえ

て、こういう考え方だからこう変わったということが、整理しわかるようにしておかないと、今後、公聴会などを行っていくにあたり、答えられないのではないかと思う。

(事務局) おっしゃる通り、整理していきたい。

(会 長) 他にはご意見ありますか。

それではご意見がないようですので、これで質疑は終了し、報告2については以上となります。

6. その他

【事務局より説明】

・今後の予定について

《質疑応答なし》

7. 閉会

終了